

協議第17号

生活保護事業の取扱いについて

生活保護事業については、新市の福祉事務所において実施するものとする。

平成16年1月31日提出

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会

会長 服部 幸道

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	25 - 13 生活保護事業の取扱い
調整の内容	生活保護事業については、新市の福祉事務所において実施するものとする。

【提案理由】

生活保護事業は国の制度であり、新市の福祉事務所が、祖父江町域及び平和町域の事務を引き継ぐこととなるためである。

【現況】

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
生活保護事業	実施機関：稲沢市福祉事務所（福祉課）	実施機関：愛知県尾張福祉事務所（健康福祉課）	実施機関：愛知県尾張福祉事務所（健康福祉課）	新市の福祉事務所において実施するものとする。
	1．級地区分      3級地の1	1．級地区分      3級地の1	1．級地区分      3級地の1	
	2．保護率        1．87%	2．保護率        0．43%	2．保護率        0．62%	
	3．被保護世帯数 140世帯	3．被保護世帯数 29世帯	3．被保護世帯数 25世帯	
	4．被保護人員   189人	4．被保護人員   34人	4．被保護人員   25人	